

## 熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画認定制度の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(知事が定める機関による技術的審査)

第2条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該認定申請を行う前に、法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、次に掲げる機関（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されている者を除く。以下「知事が定める機関」という。）による審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関を兼ねる者に限る。）

2 認定申請者は、前項の技術的審査の結果において低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、知事が定める機関から適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

(知事が認める基準)

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「認定基準」という。）Ⅱ第2の知事が認めるものは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第1項又は第2項の規定により作成された建築物環境配慮計画書において、環境配慮評価結果の環境効率BEEが1.5以上（ランクA以上）又はライフサイクルCO2排出率が80%以下（☆☆☆以上）であるものとする。

2 前項において作成された建築物環境配慮計画書は、条例第35条の規定により公表するものとする。

(知事が認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「施行

規則」という。)第41条第1項の知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査を受けた場合にあっては、適合証
- (2) 品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費等級5以上に適合していることを証するもの)の写し
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に基づく第三者認証であって、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めた建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第27条の規定に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価書(以下「BELS評価書」という。)のうち、認定基準Ⅰに掲げる基準に適合することが確認できるものの写し。
- (4) 認定基準Ⅱ第2の措置を講じる場合にあっては、熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(平成22年熊本県規則第25号)第29条に規定する建築物環境配慮計画書及びその添付図書
- (5) 認定基準Ⅱ第1.1(2)へに係る審査にあたり、品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅の場合にあっては、登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書等の写し

2 施行規則第41条第3項の知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 次の事項の全てが明示されている図書。ただし、次に掲げる事項以外で、当該図書に明示すべき事項が明示されている場合を除く。

住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において明示されていると判断されるもの

(建築確認申請書等)

第5条 認定申請者が法第54条第2項の規定に基づく申し出をする場合(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)は、低炭素建築物新築等計画に計画通知取扱申請書(別記第1号様式)を添付するものとする。

- 2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正一通及び副一通とする。
- 3 第1項の場合においては、低炭素建築物新築等計画に施行規則第41条第1項に規定する申請書の副一通を添付するものとする。

(計画通知)

第6条 知事は、前条第1項の申し出により法第54条第3項の規定に基づく通知をする場合にあっては、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書(別記第2号様式)を添付するものとする。

(構造計算適合性判定の準用)

第7条 法第54条第2項の規定に基づく申し出をする場合は、建築基準法第6条の3の規定を準用する。この場合において、同条第8項中「当該建築主事等」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(申請の取下届)

第8条 認定申請者は、当該認定申請を取り下げる場合にあっては、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(別記第3号様式)の正一通及び副一通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(適合するかどうかを判断することができない旨の通知)

第9条 知事は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを判断することができない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、適合するかどうかを判断することができない旨の通知書(別記第4号様式)を認定申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 知事は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、認定しない旨の通知書(別記第5号様式)を認定申請者へ通知するものとする。

(建築工事完了報告書)

第11条 法第55条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、認定申請に係る建築物の工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書(建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあっては別記第6-1号様式、それ以外の場合にあっては別記第6-2号様式)により、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

2 別記第6-1号様式による報告においては、建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項の規定により提出された工事監理報告書及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

3 別記第6-2号様式による報告においては、施工者が発注者に提出した工事完了報告書(工事写真を含む。)の写しを添付するものとする。

(認定建築主変更届)

第12条 次に掲げる者は、認定建築主変更届(別記第7号様式)正一通及び副一通を知事に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持

保全に必要な権原を取得した者

(取りやめ申出書)

第13条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨を申し出る場合にあつては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申し出には、施行規則第43条第1項の規定により交付された認定通知書を添付するものとする。

(報告の徴収)

第14条 法第56条の規定による報告の徴収は、知事が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第15条 法第57条の規定による改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

(認定取消し)

第16条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

附 則

この要項は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

計画通知取扱申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の建築物に係る低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類を添付して申請します。

記

1. 申請に係る建築物の位置
2. 建築物の用途
3. 延べ床面積（㎡）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

低炭素建築物新築等計画通知書

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定により低炭素建築物新築等計画を通知します。

建築主事 様

建第 年 月 日 号  
印

熊本県知事

建築主氏名  
設計者氏名

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

（注意）※印の欄には、記入しないでください。

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は  
たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名 主

下記の低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請を取り下げたいので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第8条の規定により届け出ます。

記

1. 申請の種類
2. 申請年月日
3. 申請に係る建築物の位置
4. 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

適合するかどうかを判断することができない旨の通知書

申請者 様

熊本県知事 印

下記の申請による低炭素建築物新築等計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうかを判断することができないので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本県（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（備考）

- ・本通知を受けた場合は、年 月 日までに申請図書等の補正又は追加説明書の提出をしてください。なお、期限内に補正又は提出がされない場合は、審査を完了します。
- ・認定申請に併せて確認申請の申し出があった場合、建築基準法第6条第4項及び第18条第12項に規定する審査期間には、本通知書の通知日以降の日数は含まれません。

認定しない旨の通知書

申請者 様

熊本県知事 印

下記の申請による低炭素建築物新築等計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合しないと判断したため、認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本県（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称  
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第11条の規定により報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名  
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書を添付するとともに、確認済証の交付を受けた場合は、検査済証の写しを添付してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称  
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第11条の規定により報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名  
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付してください。

(第2面)

8. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合は、その内容）
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

9. 認定低炭素建築物新築等計画の変更<sup>※</sup>を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第44条に規定される軽微な変更である。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称  
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第11条の規定により報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 当該建築物の工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

6. 工事着手年月日 年 月 日

7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 施工者が発注者に提出した工事完了報告書の写し（工事写真を含む。）を添付してください。

(第2面)

8. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合は、その内容）
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

9. 認定低炭素建築物新築等計画の変更<sup>\*</sup>を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

<sup>\*</sup>変更申請以外で可能な変更は、施行規則第44条に規定される軽微な変更である。

認定建築主変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得しましたので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第12条の規定により届け出ます。

記

1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
5. 変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

（注意）

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第8号様式（第13条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本県知事 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめたいので、熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項第13条の規定により申し出ます。

記

1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定建築主の氏名の欄には、工事を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

報告を求める旨の通知書

認定建築主 様

熊本県知事 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、下記の報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

改 善 命 令 書

認定建築主 様

熊本県知事 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、下記の改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この命令を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本県（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

認定取消通知書

認定建築主 様

熊本県知事 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本県（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1. 認定低炭素建築物新築等計画

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

2. 認定に係る建築物の位置

3. 認定建築主の氏名又は名称

4. 理由

(※)は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。